

家庭用空調契約
(選択約款)

〈 空る・ホット 〉

令和元年10月1日実施

宮崎ガス株式会社

平成29年 4月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 元年10月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件.....	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料 金.....	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解消	3
11. そ の 他	3
付 則.....	4
1. 実施の期日	4
（ 別 表 ）	4
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料金表.....	4

1. 適 用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客様が、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、小売約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「家庭用空調機器」とは、冷凍能力22.4kw（6.4USRT）以下の空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及びのガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「夏期」とは、6月使用分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)から9月使用分(8月検針日の翌日から9月検針日まで)までをいい、「その他期」とは、10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)から5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅又は併用住宅で使用する需要で、1 需要場所におけるメーターの能力（小売約款の規定によりガスメーターを2 個以上設置しているお客さまについてはそのメーターの能力の合計とします。）が10 立方メートル毎時以下であり、お

お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 小売約款に定める契約（以下「小売契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は小売契約への変更をされた方が、同一需要場所でこの選択約款による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は小売契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は小売契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更の申し込みをされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金を小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、小売契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金

算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

当社は、小売約款に基づき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さまは契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務遂行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点第3位以下の端数切捨て)
 - ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- (4) 調整単位料金の適用基準は、小売約款の規定によります。

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,300.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

夏期基準単位料金	1立方メートルにつき	105.72円
その他期基準単位料金	1立方メートルにつき	111.94円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。